

新型コロナウイルス関連相談 Q&A 集

(2020年12月 ジェトロ・モスクワ事務所)

新型コロナウイルス感染症により、ロシアでビジネスを展開する日系企業が影響を受けている状況を踏まえ、ジェトロ・モスクワ事務所では、在ロシア日系企業が抱える新型コロナウイルス感染症に関連した労務・法務・税務などの課題に対する個別相談を受け付けました。モスクワ事務所がリテインしている弁護士、会計士等専門家が回答を作成し、以下のとおり Q&A 集として公開します。下記の注意・免責事項をご確認のうえご活用ください。

<本 Q&A 集の利用についての注意・免責事項>

本 Q&A 集は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所がロシアに拠点を有する法律事務所に作成委託したものです。各回答内容は作成時点の公開情報や関係機関へのヒアリングで入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正やロシア政府当局の判断などによって状況が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本 Q&A 集はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本 Q&A 集にて提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。ジェトロおよび回答を作成した法律事務所は、本 Q&A 集の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび回答を作成した法律事務所が係わる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジェトロ・モスクワ事務所
E-mail : rsm-doc@jetro.go.jp

目次

(質問 No.1) ロシア駐在員が一時退避のためにロシアを出国後、長期間ロシアへ戻れないことで想定される労働査証や労働許可証に関する取扱い、対処方法について(駐在員と帯同家族で対応が異なる場合は区別して)最新法令に基づいて教えてほしい。.....1

(質問 No.2) ロシア駐在員が一時退避のためにロシアを出国後、長期間ロシアへ戻れないことで想定される税や社会保険料に関する取扱い、対処方法について最新法令に基づいて教えてほしい。.....3

(質問 No.3) 新型コロナに伴うロシアへの入国規制下で、日本企業の駐在員(HQS)が新規に赴任する場合、労働査証の申請前に内務省(移民局)や連邦保安局(国境警備隊)の入国許可者リストに記載の必要があるとの話が出ている。そのリストへの掲載のための申請手続き、及びその際に必要な書類(労働許可等の申請用ではなく、それに先立つ内務省/連邦保安局のリスト掲載申請用として必要なもの)また、各種書類の申請先がどうなっているか、フロー図を含めて解説いただきたい。現地法人と駐在員事務所で違いがある場合にはそれぞれ記載願う。.....5

(質問 No.4) 2020年10月14日付政府指示第2649-r号により、日本国籍者のロシア入国が再開することとなった。実際にHQS資格を持つ日本国籍者がロシアに入国しようとする場合、また新規にHQS資格を取得して赴任しようとする場合、あるいは出張を想定した場合、実務上どのような手続きとなるか。.....10

(質問 No.5) 新型コロナの影響でロシアの拠点から日本に一時退避した結果、ロシアでの居住期間が90日未満になる可能性がある。税務上は非居住者の扱いで課税されると考えるが、税務上の非居住者になってしまうことで、労務の観点で影響や懸念、要対応事項はあるか。特に、現在有している労働許可やHQSステータスはそのまま有効とみなされるかどうか、あるいは何か手続きが必要か。また、次回の労働許可やHQSステータスの更新時に何か影響はあるか。.....14

(質問 No.6) 2020年4月18日付大統領令第274号(9月23日修正版)に基づき、12月15日まで、ビザや労働許可のキャンセルに関する決定は適用されないと規定されている(第2項B)。これは、外国人の地位に関する2002年7月25日付連邦法第115-FZ号の第7条1.(11)、第18条9.(9)に規定される、(例えば日本への一時退避のため)6か月超海外に滞在した場合でもキャンセルが適用されないか。他方で、指令第635-r号によって日本人は基

本的に出入国できるようになったが、日本人に対してもこのキャンセル不適用措置は引き続き該当するか。該当しない場合、キャンセルをされないためには、いつまでにロシアに戻る必要があるか。15

(質問 No.1)

ロシア駐在員が一時退避のためにロシアを出国後、長期間ロシアへ戻れないことで想定される労働査証や労働許可証に関する取扱い、対処方法について（駐在員と帯同家族で対応が異なる場合は区別して）最新法令に基づいて教えてほしい。

- ・労働査証（失効の可能性、維持・再取得のための当局への申請方法など）
- ・労働許可証（失効の可能性、維持・再取得のための当局への申請方法など）

(回答 No.1、法律事務所 A の見解) (2020 年 8 月 12 日回答)

まず、現在ロシア内務省では更新を除く新規の労働査証、労働許可証の発行を原則として停止している状況です（2020 年 3 月 16 日付連邦政府指示第 635-r 号）。具体的な手続再開の目途に関しては内務省へ照会を行っても明確な回答が得られない状況にあり、正式な申請手続や対処法に関する実務が確立されていないのが現状です。

次に、高度熟練専門家（HQS）査証・労働許可証保持者に対しては、例外的にロシアへ入国できる旨を定めた指示が発表されています（2020 年 6 月 25 日付連邦政府指示第 1671-r 号）。当該指示によると、ロシア政府や省庁に属する国営企業及び国有企業で働く HQS 査証・労働許可証保持者（帯同家族は対象外）については、連邦保安庁（FSB）と内務省の HQS 入国者リストに記載された場合、1 回のロシア入国が許可されることになっています。しかし、現時点では入国者リストへの記載方法や申請手続に関して明確な指針が定められておらず入国者リストへの記載は限定的なケースのみとなっており、広く日系企業が申請できる状況にはなっていません。

以上を踏まえ、現時点で想定されるいくつかのシナリオに基づき具体的な対処法を整理します。

ケース 1：6 月 25 日付連邦政府指示第 1671-r 号に基づきロシア入国ができた場合

現在、ロシア内務省ではロシア在住の外国人に対する労働査証・労働許可証の更新手続を原則として受け付けています（都市により差異がある可能性があります）。そのためロシア入国後、現在の査証・労働許可証を期限内に更新手続を行うことが可能です。但し、上述のとおり指示に基づきロシアへ入国できるのは HQS 査証保持者本人のみですので、帯同家族については本ケースには該当しません。

ケース 2：3 月 16 日付連邦政府指示第 635-r 号が解除され、外国人の入国制限が解除（緩和）された場合

指示解除により、ロシア内務省による新規の労働査証・労働許可証の発行が再開された場合

には、現在保有している査証・労働許可証の有効期限に応じて以下の対応を取ることになります。

【労働査証】

1. 解除時点で有効な査証を有している場合、ロシアへの入国が可能です。
 2. 労働査証を有していない、または労働査証が失効している場合、労働査証の新規取得手続きを行います。
 3. 労働査証の申請は内務省に対して行います。
 4. 申請後、労働査証申請書類は内務省による審査を経て承認を得た場合、14労働日以内に電子招聘状が発行されます。
 5. 招聘状発行後、日本国内の領事館（或いはビザセンター）にて査証申請を行います。
- なお、現在ロシア在住の外国人については、滞在期間中の査証失効が一時的に凍結となる例外措置が適用可能ですが、一時退避を含むロシア国外に在住の外国人に対しては当該規定の適用外との見解がありますのでご注意ください。

また、ロシア国内での査証更新手続きの期間を考慮した場合、少なくとも有効期限の2週間前にはロシアへ入国している必要があります（実務上は1カ月程度前の入国が望ましいと考えられます）。

【労働許可証】

1. 解除時点で有効な労働許可証を持っている場合は何もする必要はありません。
2. 労働許可証を持っていない、または労働許可証が失効している場合、労働許可証の新規取得手続きを行います。
3. 労働査証申請の前に、内務省に労働許可証の申請を行います。
4. 労働許可証の申請後、労働査証の申請が可能となります。
5. 申請後、労働査証申請書類は内務省による審査を経て承認を得た場合、14労働日以内に労働許可証が発行されます。その後申請者本人が直接地域の移民センター（内務省）にて受領します。

（回答 No.1、法律事務所 B の見解）（2020 年 8 月 20 日回答）

労働査証について、4月18日付大統領令第274号「新型コロナウイルスの感染拡大のリスクに伴う外国人及び無国籍者の法的地位の調整にかかる一時的措置に関する」に従い、6月15日まで、滞在期間の期限が適用されず、労働査証の有効期限が過ぎたとしても失効せず、違反となりません。なお、2020年6月15日付大統領令第392号をもって当該措置の期間が9月15日まで延長されました。よって、2020年9月15日までの間、労働査証の有効期限が過ぎた場合も失効しません。なお、9月15日以降の当該措置の延長の有無や再取得の手

続の要否について現時点で報じられていません。

労働許可証について、上記大統領令第 274 号に従って、上記労働査証と同様に、2020 年 6 月 15 日までは有効期限が過ぎても失効されていませんでしたが、上記労働査証と違い、2020 年 9 月 15 日までの延長が行われませんでした。現時点では、延長の予定について特に報じられていません。このため、ロシア駐在員について帰国中に労働許可証が失効するリスクがあります。

現在、外国人は原則入国禁止となっていますが、2020 年 3 月 16 日付連邦政府指示第 635-r 号により、高度熟練専門家 (HQS) が上記禁止の例外としてロシアに入国することが可能とされました (2020 年 6 月 25 日付ロシア連邦政府指示第 1671-r 号)。ただし、入国するためには、ロシア内務省とロシア連邦安保庁の承認を得て、上記省庁が作成するリストに登録されなければいけません。

申請窓口について、当該ロシア駐在員が所属する企業の営業活動を担当するロシアの省庁 (例: 貿易・販売を行う会社の場合、主としてロシア産業商務省の当該担当局) を通じて当該登録・承認の申請を行う必要があります。ロシアに入国すれば、通常通りの手続を経て HQS 労働許可証を更新することができます。ただし、帯同家族については当該手続が適用されません。

(質問 No.2)

ロシア駐在員が一時退避のためにロシアを出国後、長期間ロシアへ戻れないことで想定される税や社会保険料に関する取扱い、対処方法について最新法令に基づいて教えてほしい。

- ・ 個人所得税 (納税義務、納税猶予の可能性、猶予のための当局への申請方法など)
- ・ 社会保険料 (支払義務、支払猶予の可能性、猶予のための当局への申請方法など)
- ・ その他の税制上の問題 (特に留意すべきものがあれば)

(回答 No.2、法律事務所 A の見解) (2020 年 8 月 12 日回答)

ロシア政府は 3 月に新型コロナウイルス感染拡大に伴い 2019 年度個人所得税の確定申告の申告期限を延期しました (従来の 2020 年 4 月 30 日から 3 か月間の延長)。なお、納付期限については変更なく従来どおり 2020 年 7 月 15 日となっています。

次に駐在員の毎月のロシアでの給与、個人所得税及び社会保険料に関しては、一時退避期間中の駐在員のステータスにより取り扱いが異なります。

ケース 1：有給休暇を取得する場合

通常の年次有給休暇は年間 28 暦日（モスクワの場合）であるため、短期間の一時退避の場合に適しています。

この方法を適用する場合、雇用者は休暇が始まる 3 日間前に有給休暇手当を払います。この方法のメリットは、ロシア国外に滞在するための 1 日当たりの出張手当を支払う必要がありません。一方デメリットとして、有給休暇は出張ではないため、ロシア拠点（駐在員事務所、支店、現地法人）からの航空券等の費用処理ができません（精算する場合はみなし給与とされます）。個人所得税、強制年金・社会・医療保険料は通常どおり有給休暇手当から計算のうえ納付されます（HQS 査証保持者の場合には、社会保険料は労災保険を除き発生しません。以下同様）。

ケース 2：出張として扱う場合

ロシア国外での長期滞在を出張として適用することも可能です。駐在員には継続して出張中の給与が支給されます。個人所得税、強制年金・社会・医療保険料は通常どおり計算のうえ納付を行います。この方法のメリットは、ロシア拠点からの航空券等の費用の補償が可能である点です。デメリットとしてはロシア国外に滞在する期間に相当する 1 日当たりの出張手当を支給する必要が生じることです（出張手当は所得税の対象外ですが、長期滞在の場合は多額となることが想定されます）。

ケース 3：（海外からの）リモートワークとして扱う場合

COVID-19 によりロシア国外に長期滞在している駐在員に対して広く利用されている方法です。その方法を適用するためには、雇用者はリモートワークに関わる命令書を発行（或いは）、雇用契約書へのアデンダム（追加契約）を締結する必要があります。その方法の場合、ロシア国外に滞在しているロシア駐在員はロシア国内で働いている場合と同様に毎月 2 回給与が支給されます。個人所得税、強制年金・社会・医療保険料は通常どおり計算のうえ納付されます。

ロシア国外で業務を行う場合、理論上は社会保険料の支払義務が生じないとの見解もありますが、実務上は当局との見解相違や未払による罰金が生じる恐れがあるため、従来どおりの計算・納付を継続することが安全と考えられます。

なお、現時点では、駐在員に対する個人所得税または社会保険料の支払猶予規定はありません。そのため、個人所得税または社会保険料の納付が遅延した場合、雇用者に対し罰金等が科されることとなりますのでご注意ください。

【補足】実務上は長期無給休暇を取得する方法も考えられますが、2週間以上の無給休暇の場合は、ロシア内務省への通知が必要となるとともに、HQS保持者に対する給与支給額が167,000ルーブルを下回る可能性が高く、当局への四半期報告上問題が生じると考えられるため、今回の検討対象からは除外しております。

最後に日本における駐在員の個人所得税に関する取扱いについて説明致します。駐在員の一時退避については、駐在員が日本滞在中もロシア拠点の業務を継続して行う場合、原則として日露租税条約に基づく短期滞在者免税の適用が可能となります。そのため日本滞在期間が年間183日を超えない限り、日本では非居住者として所得税は発生しないものと考えられます。但し、駐在員の給与（或いはその一部）についてロシア拠点ではなく、日本本社で負担しているような場合、租税条約の適用が受けられない可能性があります。その場合には、日本で支給される駐在員の給与に対しては、日本での非居住者に適用される所得税（20.42%）が課されることとなります。

また、日本滞在中の宿泊等の諸費用の負担関係についても注意が必要です。海外出向規定等が整備されている場合には同規定に従い、日本本社で負担するのか、ロシア拠点で負担するのかが明確となりますが、一方でロシア拠点側では経費処理が難しい場合にはみなし給与処理を行うことになり、税負担が大きくなる可能性があります。同様に日本本社で負担する場合にも帯同家族の費用負担等についてはみなし給与とされる可能性がありますので注意が必要です。

（回答 No.2、法律事務所 B の見解）（2020 年 8 月 20 日回答）

ロシア駐在員について、個人所得税の納税義務は特に変更せず、なお、新型コロナウイルス関連の猶予が規定されていません。

ロシア駐在員について、社会保険料の支払義務には特に変更がなく、また、上記個人所得税と同様に新型コロナウイルス関連の猶予が規定されていません。

その他の税制上の問題について、現段階では特に把握していません。

（質問 No.3）

新型コロナに伴うロシアへの入国規制下で、日本企業の駐在員（HQS）が新規に赴任する場合、労働査証の申請前に内務省（移民局）や連邦保安局（国境警備隊）の入国許可者リストに記載の必要があるとの話が出ている。そのリストへの掲載のための申請手続き、及びそ

の際に必要な書類（労働許可等の申請用ではなく、それに先立つ内務省／連邦保安局のリスト掲載申請用として必要なもの）また、各種書類の申請先がどうなっているか、フロー図を含めて解説いただきたい。現地法人と駐在員事務所で違いがある場合にはそれぞれ記載願う。

（回答 No.3、法律事務所の見解※）（2020年9月24日回答）

※2つの法律事務所の見解に差異がないため、まとめて掲載。

1. はじめに

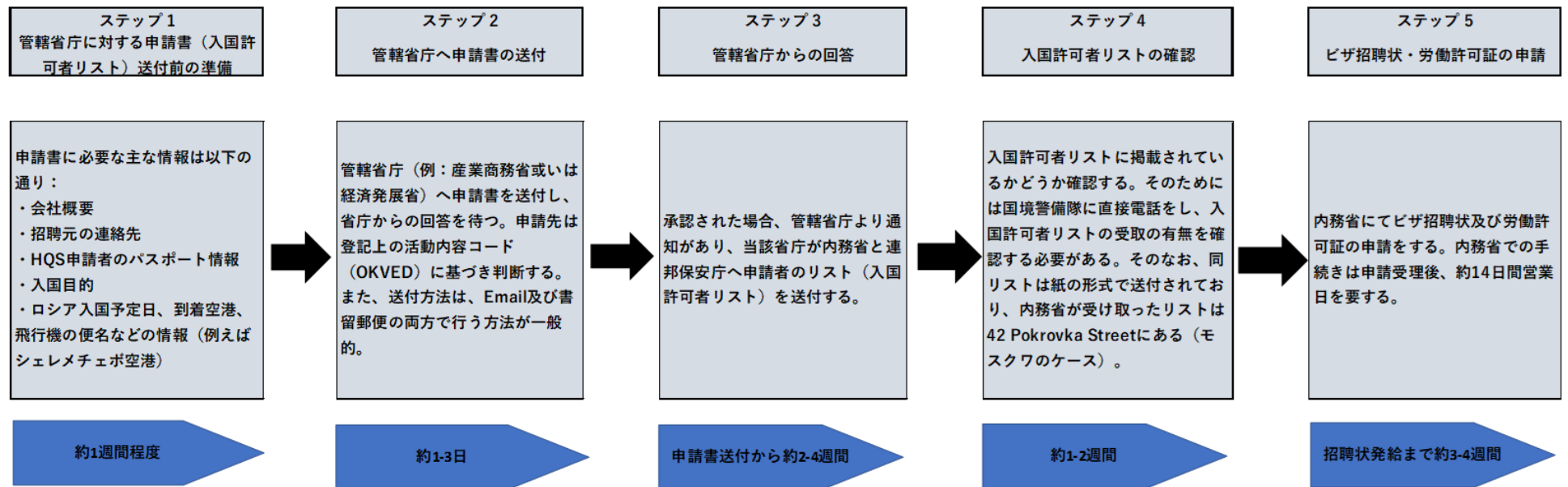
現在ロシア内務省では更新を除く新規の査証、労働許可証の発行を原則として停止している状況です（2020年3月16日付連邦政府指示第635-r号）。

他方、一時的にロシア国外に居住（退去）している HQS 査証・労働許可証保持者に対しては、例外的にロシアへ入国できる旨を定めた指示が発表、再入国に際しては入国許可者リストへの記載が必要とされています。（2020年6月25日付ロシア連邦政府指示第1671-r号）。また政府指示第1671-r号に基づき新規に HQS 査証・労働許可証を取得できた事例があり、その際も当該指示に従い査証（招聘状）申請前に入国許可者リストへの記載があった模様です。

上記事例の通り、新規取得においても政府指示第1671-r号が適用される状況と考えられます。ここでは当該指示に従った HQS 査証・労働許可証を新規取得の手続きをご説明いたします。

次ページの手続フロー図にて各ステップの作業概要および想定日数をまとめておりますのでご参照下さい。

新型コロナによる入国制限下でのロシアへの新規赴任のためのHQSビザ・労働許可取得手続フロー図



(注) 現地法人と駐在員事務所では現時点で申請手続に差異はない。

2. ロシア連邦政府指示第 1671-r 号に基づく入国許可者リストへの申請手続き

①申請書の記載方法

申請書については、申請先の省庁により所定の書式が規定されているケースと特に規定のないケースがあります。日本企業にとって主な申請先である産業商務省と経済発展省では現在のところ書式は任意とされているようです。

申請書に記載すべき主な情報は以下の通りです：

- ・ 招聘元となるロシア拠点及び本社（日本）の概要
- ・ 招聘元（ロシア拠点）の連絡先
- ・ HQS 査証申請者のパスポート情報
- ・ 入国の目的
- ・ ロシア入国予定日、到着空港（入国審査の場所）、飛行機の便名
- ・ 滞在期間

なお、駐在員の帯同家族については各省庁とも基本的に原則対象外との見解を示していますが、実際には認められた事例もあるようです。

②申請先及び発送方法

ロシア政府による指示では HQS 保持者の場合、招聘元であるロシア拠点の所属する業界を管轄する省庁に対して申請を行う旨が規定されています。従い、新規赴任者の場合も同様に、招聘元であるロシア拠点の所属する業界を管轄する省庁に対して申請を行うこととなります。具体的に管轄省庁とはロシア拠点の登記簿に記載された活動内容コード（OKVED コード）に基づいて確認します。営業活動を行えない駐在員事務所については、通常は広告宣伝活動（OKVED: 73.20）と記載されるケースが多数です。そのため、駐在員事務所では、広義に産業商務省あるいは経済発展省を管轄省庁と判断するのが一般的のようです。

発送方法に関して、具体的な規定はありませんが、申請書を管轄省庁の一般照会用のメールアドレス宛に送信した後、書留郵便にて別途書面送付するケースが多いようです。申請先となる主な申請省庁一般照会用メールアドレスは以下の通りです。

産業商務省：info_admin@minprom.gov.ru

経済発展省：mineconom@economy.gov.ru

③管轄省庁からの回答

管轄省庁での審査において申請書が承認された場合、当該省庁から通知があります。その後、当該省庁から内務省・連邦保安局へ申請者のリストが送付されることとなります。なお、当該省庁からの通知に際しては、承認者の氏名（家族帯同の場合は家族も含まれているか）、

当該省庁から内務省・連邦保安局向けに送付された書類番号、日付についても要確認です。

④入国許可者リストの確認

内務省・連邦保安局による最終的な審査の結果、入国許可者リストが作成され、国境警備隊に送付されます。入国許可者リストへの掲載の有無に関しては、国境警備隊に直接電話で確認する必要があります。

国境警備隊連絡先：+7 495 578 9090

⑤HQS 査証・労働許可証の申請

申請者が管轄省庁から承認の通知を受け、内務省が保有するリストに申請者が含まれていることを確認したのち、従来の HQS 査証・労働許可の申請手続きと同様、内務省に対して申請書類一式を提出します。内務省の申請者リストについてはモスクワの場合、内務省事務所（住所：42, Pokrovka street）にて確認することが可能です。

3. 実務上の留意事項

①申請手続きについては、現地法人、駐在員事務所とも差異はありません。但し、駐在員事務所の場合には管轄省庁の審査で承認される可能性が低いのが現状です。その理由はロシア連邦政府指示第 1671-r 号が、ロシア政府にとって緊急入国が必要な外国人に対してのみ例外的な入国を認めるという趣旨で作成されたことが理由と考えられます。

②申請書は、管轄省庁の特定の宛先ではなく、一般照会窓口宛に送付されることになるため、現実的には管轄省庁と個別の人的関係を持った企業でないと、省庁内での承認を取り付けるのが難しい状況にあるようです。当社が実際に関与した事例でも、日頃付き合いのある管轄省庁の職員と招聘元であるロシア拠点と事前に申請の相談を行ったうえで申請を行った結果、承認を得ることができました。そのため管轄省庁において具体的なコンタクト先が無い状態で申請だけを行ったとしても、承認を得られる可能性は低い（あるいは承認取得まで長期間を要する）のではないかと思います。

③入国許可者リストに載るまでの期間及びその後の HQS 査証・労働許可取得までの期間を考慮しますと、申請準備から入国までに通常よりも長い期間を要することになります。一方で、管轄省庁への申請時に入国予定日、飛行機の便を記載する必要があります。予測が難しい状況下で入国予定日を記載する事になりますので、余裕を持った日程を組んでおくことが安全かと思われます。

(質問 No.4)

2020年10月14日付政府指示第2649-r号により、日本国籍者のロシア入国が再開することとなった。実際にHQS資格を持つ日本国籍者がロシアに入国しようとする場合、また新規にHQS資格を取得して赴任しようとする場合、あるいは出張を想定した場合、実務上どのような手続きとなるか。

(質問 No.4-1)

2020年10月14日付政府指示第2649-r号付表に日本が加わったことにより、これまでHQSに課されていた1回限りというロシアへの入国回数制限は解除されるとの理解でよいか。

(回答 No. 4-1、法律事務所 A の見解) (2020年10月27日回答、以下回答 No.4-13 まで同じ)

その理解は誤り(国境警備局筋の非公式情報によると、日本国籍者であれば、2020年10月14日付政府指示第2649-r号に基づき、いかなる査証であっても入国が認められる。その一方、現在有効な法令及び政府指示並びに内務省の非公式情報では、HQS およびその家族(配偶者を含む、以下同じ)は、それ以外の査証を有する日本国籍者とは異なるカテゴリーに属すると考えられる。そのためHQSとその家族については、ロシアの査証をすでに有している場合でも、これまでHQSに課されていた1回限りというロシアへの入国回数制限は解除されない可能性が排除できない)

(回答 No. 4-1、法律事務所 B の見解) (2020年10月27日回答、以下回答 No.4-13 まで同じ)

その理解でよい(根拠規定:2020年3月16日付ロシア連邦政府指示 No.635-r 号 2 条(2020年10月14日付ロシア連邦政府指示 No.2649-r 号により改正))

(質問 No.4-2)

有効な労働査証を持つHQSがロシアに再入国する場合、ロシア連邦保安局(FSB)とロシア内務省からの再入国許可の取得(再入国許可リストへの掲載)、およびHQSが所属する各企業を管轄する官庁(担当官庁)への事前申請は不要となったとの理解でよいか。

(回答 No. 4-2、法律事務所 A の見解)

その理解は誤り(理由は回答 No.4-1 のとおり)

(回答 No. 4-2、法律事務所 B の見解)

その理解でよい(根拠規定:2020年3月16日付ロシア連邦政府指示 No.635-r 号 2 条(2020

年 10 月 14 日付ロシア連邦政府指示 No.2649-r 号により改正)

(質問 No.4-3)

有効なロシア入国査証を持つ HQS の配偶者・家族がロシアに入国することは可能か (HQS の再入国許可を定めた 2020 年 6 月 25 日付政府指示第 1671-r 号では配偶者・家族の入国の可否は明確でなかった)。

(回答 No. 4-3、法律事務所 A の見解)

その理解は誤り (理由は回答 No.4-1 のとおり)

(回答 No. 4-3、法律事務所 B の見解)

その理解でよい (根拠規定: 2020 年 3 月 16 日付ロシア連邦政府指示第 635-r 号 2 条 (2020 年 10 月 14 日付ロシア連邦政府指示第 2649-r 号により改正)

(質問 No.4-4)

新たに HQS がロシアに新たに赴任する場合、ロシア内務省への労働許可及び労働査証発給のための招待状申請は、2020 年 3 月 16 日付政府指示第 635-r 号発出以前の手続きに戻り、以前と同様の手順で申請できるとの理解でよいか。

(回答 No. 4-4、法律事務所 A の見解)

その理解は誤り (HQS は、労働許可証と労働査証招待状の申請のためには、担当官庁からの入国許可取得が必要と考えられます)

(回答 No. 4-4、法律事務所 B の見解)

その理解でよい (根拠規定: 2020 年 3 月 16 日付ロシア連邦政府指示 No.635-r 号第 4 条 (2020 年 10 月 14 日付ロシア連邦政府指示 No.2649-r 号により改正)

(質問 No.4-5)

新たに HQS がロシアに赴任する場合、内務省から労働許可及び労働査証発給のための招待状を取得する前に、対象者が所属する各企業から担当官庁に入国許可を取得する必要があるか。

(回答 No. 4-5、法律事務所 A の見解)

担当官庁からの入国許可取得が必要

(回答 No. 4-5、法律事務所 B の見解)

担当官庁からの入国許可取得は**不要**（根拠規定：2020年3月16日付ロシア連邦政府指示第635-r号第4条）

（注）その後、ジェットロ・モスクワ事務所が内務省移民総局窓口（モスクワ多機能移民センター）で直接確認する機会がありました（2020年11月2日）。担当者の回答は「法令上は不要と解釈ができる可能性もあるが、運用上、担当官庁経由での入国許可（入国者リストへの記載）が必要である」というものでした。

(質問 No.4-6)

上記質問4-5にある招待状が取得できた場合、在日ロシア大使館（またはロシア・ビザセンター）で労働査証を取得することは可能か（申請が受け付けられるか）。

(回答 No. 4-6、法律事務所 A、B とも共通の見解)

可能（根拠規定：2020年3月16日付ロシア連邦政府指示 No.635-r号第5条（2020年10月14日付ロシア連邦政府指示 No.2649-r号により改正）

(質問 No.4-7)

可能な場合、在日ロシア大使館での査証発給業務の「受付開始日」はいつか。

(回答 No. 4-7、法律事務所 A、B とも共通の見解)

受付開始は10月21日、発給開始は11月1日。

(質問 No.4-8)

2020年10月14日付政府指示第2649-r号により、今後、日本で新規に短期商用査証（Обыкновенная деловая）を取得することは可能になるか。

(回答 No. 4-8、法律事務所 A、B とも共通の見解)

可能（根拠規定：2020年3月16日付ロシア連邦政府指示 No.635-r号（2020年10月14日付ロシア連邦政府指示 No.2649-r号により改正）

(質問 No.4-9)

ロシアビザセンターでは10月21日からすべてのカテゴリーのビザ申請の受付を再開としているが、その根拠となる規程は何か。

(回答 No. 4-9、法律事務所 A、B とも共通の見解)

ロシアビザセンターは、民間企業（INTERLINK JAPAN LLC）であり、在日ロシア大使館

の委任によりビザプロセッシング業務をおこなっておりますので、ロシア大使館からの当該委任が再開されるに伴い、ビザ申請の受付を再開したとみられます。ロシア大使館の査証発給開始の根拠規定は2020年10月14日付政府指示第2649-r号。

(質問 No.4-10)

11月1日以降、APEC ビジネストラベルカード (ABTC) でのロシア入国は可能か (ABTC が2020年3月以前に発行され、まだ有効期限が残っている場合)。

(回答 No. 4-10、法律事務所 A、B とも共通の見解)

可能 (根拠規定：2020年3月16日付ロシア連邦政府指示 No.635-r 号第2条 (2020年10月14日付ロシア連邦政府指示 No.2649-r 号により改正) 第14パラ)

(質問 No.4-11)

連邦消費者権利保護・福利監督局 (ロスポトレブナドゾル) によると、「労働のため (в целях осуществления трудовой деятельности) に入国する外国人は14日間の自己隔離が必要とされている (2020年3月30日付主任国家衛生医師決定 (Главный государственный санитарный врач Российской Федерации Постановление) 第9号 6.1条)。出張者の場合も同様に14日間の自己隔離が必要か。

(回答 No. 4-11、法律事務所 A、B とも共通の見解)

不要 (根拠規定：2020年3月18日付主任国家衛生医師決定第7号1条)

(質問 No.4-12)

日本に一時退避中のロシア地方を勤務地とする駐在員が、モスクワ経由で入国する場合かつロシア入国日から14日間の自己隔離が必要になる場合、自己隔離はモスクワで行うのか、各地方まで移動しそこで行うのか。

(回答 No. 4-12、法律事務所 A、B とも共通の見解)

滞在登録を行う地方まで移動し、そこで自己隔離を行う (根拠規定：2006年7月18日付連邦法第109-FZ号「ロシア連邦における外国人および無国籍者の在留登録について」7条、20条)。

(質問 No.4-13)

モスクワ市では65歳以上の高齢者の自己隔離措置 (不要不急の外出禁止) が定められているが、ロシアに渡航した日本人 (65歳以上の者。HQS、出張者の両方) もその対象となるか。

(回答 No. 4-13、法律事務所 A、B とも共通の見解)

対象となる（根拠規定：2020年6月8日付モスクワ市長命令 68-UM 号 8.1 条）

(質問 No.4-14)

11月1日以降、観光査証によるロシア入国は可能か

(回答 No. 4-14、法律事務所 A、B とも共通の見解)

可能（2020年3月16日付ロシア連邦政府指示 No.635-r 号 2 条（2020年10月14日付ロシア連邦政府指示 No.2649-r 号により改正）

(質問 No.5)

新型コロナの影響でロシアの拠点から日本に一時退避した結果、ロシアでの居住期間が 90 日（※）未満になる可能性がある。税務上は非居住者の扱いで課税されると考えるが、税務上の非居住者となってしまうことで、労務の観点で影響や懸念、要対応事項はあるか。特に、現在有している労働許可や HQS ステータスはそのまま有効とみなされるかどうか、あるいは何か手続きが必要か。また、次回の労働許可や HQS ステータスの更新時に何か影響はあるか。

※ロシアで税法上の居住者となる基準は、連続する 12 カ月間に 183 日以上ロシア国内に滞在することとされている。しかし 2020 年は特例として、同年内に少なくとも 90 日間滞在し、税務当局に要請書を提出することで、任意で居住者ステータスを取得することができる。

(回答 No.5、法律事務所 A の見解) (2020 年 12 月 8 日回答)

移民法の観点からは、従来通りロシアの拠点から所定の給与が支給され、かつ、移民局に対し四半期毎の給与報告（HQS）を提出している限りにおいて特段の影響はございません。労働許可およびビザも失効することなく、HQS ステータスを維持することが可能と考えられます。また追加での諸手続きは不要です。

なお、6 カ月を超えてロシア国外に滞在した場合、労働許可のキャンセル規定に関する解釈については後述の質問 No.6 を参照ください。

(回答 No.5、法律事務所 B の見解) (2020 年 12 月 8 日回答)

HQS のステータスについて、ロシア滞在義務が特になく、一定の給料の給付が基準となっています。当該給与の課税について、居住者、非居住者の認定により税務上取扱いが異なっ

てくるが、HQS のステータス自体に特に影響がありません。ところで、ロシア国内の給与の未払いがある場合 HQS のステータスの基準が満たさなくなるリスクがあるので留意が必要です。

(質問 No.6)

2020 年 4 月 18 日付大統領令第 274 号 (9 月 23 日修正版) に基づき、12 月 15 日まで、ビザや労働許可のキャンセルに関する決定は適用されないと規定されている (第 2 項 B)。これは、外国人の地位に関する 2002 年 7 月 25 日付連邦法第 115-FZ 号の第 7 条 1. (11)、第 18 条 9. (9) に規定される、(例えば日本への一時退避のため) 6 カ月超海外に滞在した場合でもキャンセルが適用されないか。他方で、指令第 635-r 号によって日本人は基本的に出入国できるようになったが、日本人に対してもこのキャンセル不適用措置は引き続き該当するか。該当しない場合、キャンセルをされないためには、いつまでにロシアに戻る必要があるか。

(回答 No.6、法律事務所 A の見解) (2020 年 12 月 8 日回答)

大統領令第 274 号は、現在ロシアに在住する外国人のみを対象としており、ご質問のケースのようにロシア国外にいる外国人に対しては適用されないと解釈されます。

大統領令およびその他の法令において明確な規定はされていませんが、上見解の根拠は以下の通りです；

- 1) 当該大統領令が「新型コロナウイルス (COVID-19) の感染拡大に伴う脅威に関し、ロシア連邦における外国人及び無国籍者の法的地位を解決するための一時的救済措置」という名称であるため、ロシアに在住する外国人について規定されているものと考えられること。
- 2) 当該大統領令は、ロシア連邦領内の外国人の権利を守ることを目的としていること。
- 3) 内務省も実務上、上記と同様の見解を示していること。

次に、連邦法第 115-FZ 号の第 7 条 1. (11) は、例外 (労働許可を有する外国人の緊急治療の必要性あるいは重度の病気、外国に居住する近親者の死亡、職務のためにロシア国外にすることが必要される場合) を除き、暦年の間に合計 6 カ月を超えてロシア国外にいた場合に労働許可がキャンセルされると規定しています。

明文化された規定を見る限り、今回の新型コロナを理由とするロシア国外での長期滞在は連邦法第 115-FZ 号の第 7 条 1. (11) における例外規定に該当しないため、原則に従い、労

働許可はキャンセルされるという結論に至ります。

一方、実務において、新型コロナによる長期のロシア国外退避を理由に労働許可がキャンセルされた事例の報告は入っておりません。そのため、ロシア内務省は上記規則を杓子定規に適用すると実務上大きな問題が発生することを理解しており、実際には労働許可をキャンセルしない運用方針であるというのが弊社の見解です。もちろん、近い将来において大統領令の改正等により、規定が法令上も明確化される可能性はございます。しかし現時点では依然として不確実な状況にあると言えます。

なお、労働許可のキャンセルを確認する手段の 1 つとして、四半期毎に移民局へ提出する HQS ステータス保有者の給与報告が考えられます。労働許可がキャンセルされた場合、内務省は当該労働許可保有者の給与報告を受理しません。前回の給与報告の提出は 10 月でしたが、弊社が知る限り、同様の状況にある HQS ステータス駐在員の給与報告提出が拒否されたケースはありませんでした。次回の給与報告の提出期限は来年 1 月であり、今の時点で確実な予測は難しい状況ですが、引き続き問題は発生しないのではないかと考えております。

(回答 No.6、法律事務所 B の見解) (2020 年 12 月 8 日回答)

ビザや労働許可のキャンセルを停止させる上記 2020 年 4 月 18 日付 274 号大統領令は、一定の限られたカテゴリーを除き、全ての外国人に適用されるので、日本人も含めて上記の 2020 年 3 月 16 日付連邦政府指示 635-r 号の適用を受ける外国人についても、特に、例外が設けられておらず、他の外国人と同様に一般的な適用を受け、キャンセル不適用措置の対象者ともなっています。

以上